

## 確認検査業務手数料規程細則

### 第1条（目的）

この細則は、「確認検査業務手数料規程」（以下「手数料規程」という。）の実施について、確認検査事業部が必要と認める事項に係る運用の細目を定め、業務の円滑な執行を図ることを目的とする。

### 第2条（用語の意義）

この細則における用語は、手数料規程及び民法の規定並びに関連法令の例による。

### 第3条（建築物の完了検査における追加説明書審査手数料の算定）

手数料規程第15条第2項の規程による追加説明審査手数料の算出には、同規程第2条第2項第2号、第3号、第4号及び第5号の規程を準用する。

### 第4条（あらかじめの検討事項の手数料算定）

手数料規程第12条の規程による確認申請手数料の割増において、手数料規程第14条第1項及び第2項に係る場合であって当該規程で算出できない場合にあっては、次の各号に示す区分について各号の規定する割合により加算するものとする。但し、各号についてそれぞれ算定される割合の上限は60%とする。

(1) 特定の部分に限って代替的な設計を行い、申請に係る建築物等において当該代替的設計部分をはめ込んで全体の法適合性を審査する場合で、特定部分1箇所について代替的設計2種以上の場合で、かつ特定部分が複数箇所ある場合にあっては手数料規程第14条第1項及び第2項の規程に係らず手数料の15%

(2) 建築物等自体の外形変更を伴わない複数の異なる位置等に関する代替的設計に関して法適合性を審査する場合で手数料規程第14条第1項及び第2項に該当しない場合にあっては、付加設定条件1件ごとに手数料の25%

2 前項各号に掲げるものがそれぞれ該当する場合は、各号の定めるところにしたがい適用する手数料加算割合を合計したものとし、その上限は70%とする。

### 第5条（構造性能評価等による手数料の減額）

次の各号に示す東京建築検査機構が行う評価等を受けた建築物等の確認申請に係る手数料は、東京建築検査機構の担当役員とその他の役員の計2名以上（1名は必ず確認検査事業部以外の担当役員とする）の承認を得たうえで各号毎に10%控除できる。

- (1) 構造性能評価
- (2) 防災性能評価
- (3) 型式適合認定
- (4) 型式部材等製造者の認証

### 第5条の2（住宅性能評価による手数料の減額）

住宅性能評価を東京建築検査機構で受けた建築計画をもって申請する確認申請に係る手数料は、東京建築検査機構の担当役員とその他の役員の計2名以上（1名は必ず確認検査事業部以外の担当役員とする）の承認を得たうえで5%控除できる。

第5条の3（確認検査業務規程第53条第4項の減額率について）

類似する建築物の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定等、確認検査の業務が効率的に実施できる場合にあつては、実費等を勘案して減額できる。確認検査の業務が効率的に実施できる場合の条件は、類似する建築物又は建築物の部分が同一の平面形状、断面形状で敷地条件によって審査内容が変わらないとし、対象部分の面積を二分の一に減じて手数料算定面積とする。当該減額については担当役員とその他の役員の計2名以上（1名は必ず確認検査事業部以外の担当役員とする）の承認を得たうえで控除する。

第6条

第5条から第5条の3を複数適用できる場合、各条に示す減額率等を加算することができる。ただし、建築物等の確認申請に係る手数料の減額は、手数料規程から算出した当該物件の申請手数料の50%を上限とする。

第7条（建築確認証明書等申請手数料）

建築確認証明書等の事務申請手数料は以下のとおりとする。

- |                 |             |         |
|-----------------|-------------|---------|
| 一 建築確認証明書申請手数料  | 証明する処分1件につき | 5,000円  |
| 二 確認申請図書閲覧申請手数料 | 確認申請1件につき   | 50,000円 |

第8条（手数料減額に関する記録）

手数料減額については、確認検査の業務の公正かつ的確な実施を妨げることのないように配慮し、当該細則の規程その他により、合理的理由で手数料を減額する場合にあつてはそのTBTC確認検査手数料減額記録書を作成し、保管することを要する。

（附則）

改正に係る規程は制定の日から施行する。

- 制定 平成21年09月01日
- （平成22年 6月18日改正）
- （平成24年12月 1日改正）
- （平成27年 4月 1日改正）
- （平成27年11月16日改正）
- （平成29年 6月29日改正）
- （令和 2年 12月11日改正）